

最近のEPA等をめぐる状況・ 活用推進に向けた取組み

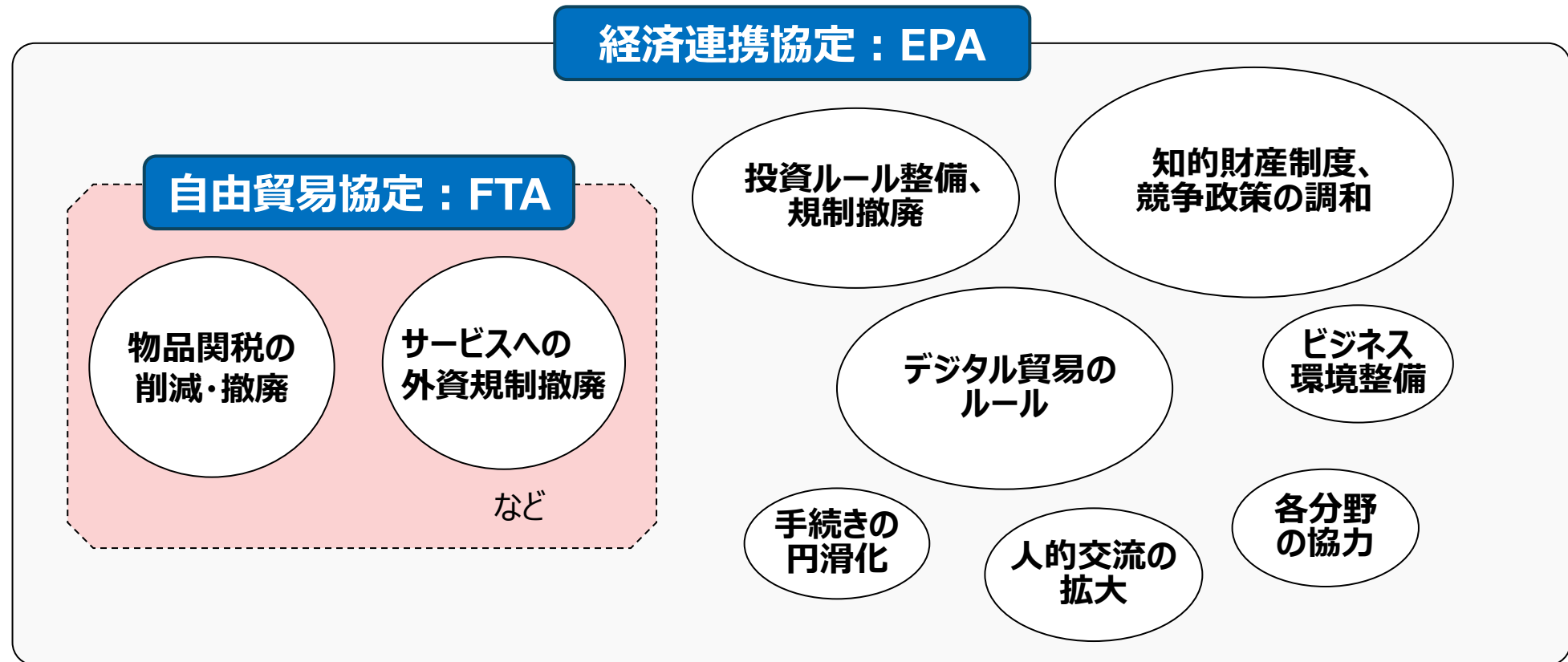
2026年6月

通商政策局 経済連携課

01. EPA/FTA等の状況

FTA（自由貿易協定）／EPA（経済連携協定）とは

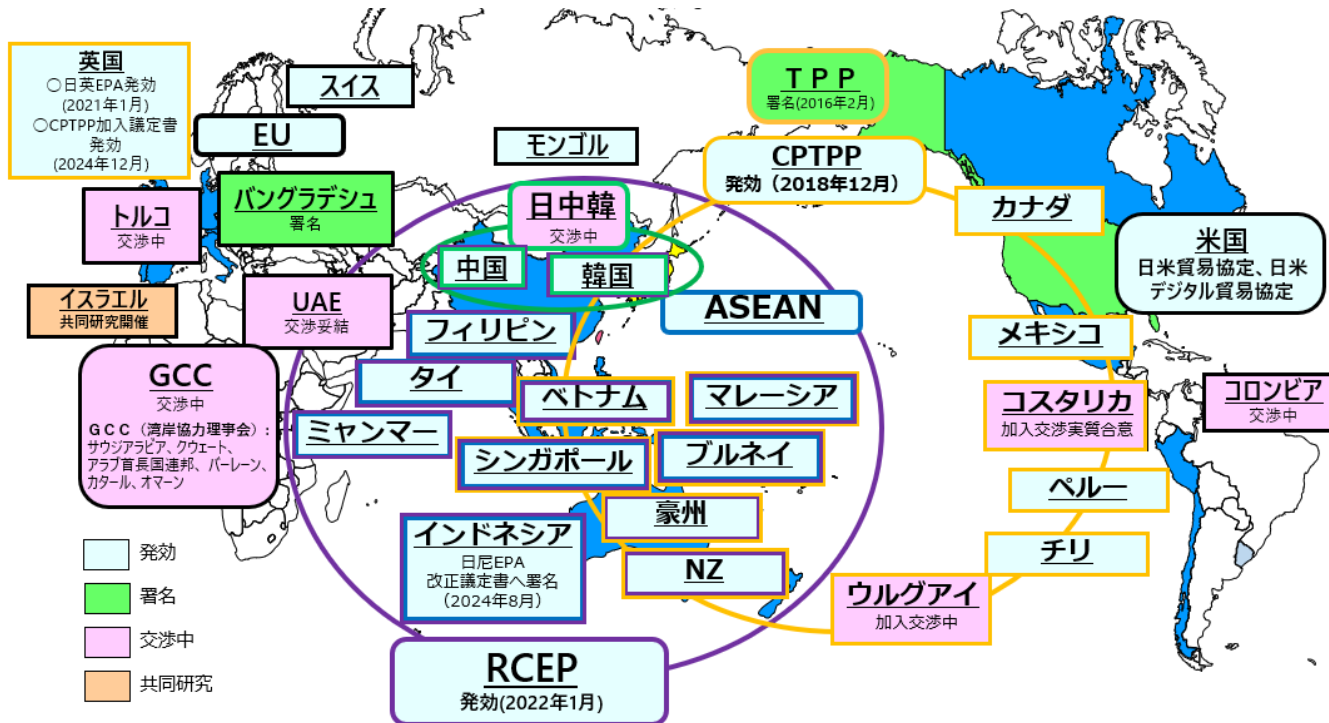
- FTA（自由貿易協定／Free Trade Agreement）：ある国や地域との間で関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定
- EPA（経済連携協定／Economic Partnership Agreement）：FTAの範囲に加えて、投資促進、知的財産や競争政策等の幅広い分野における経済関係強化を目的とした協定



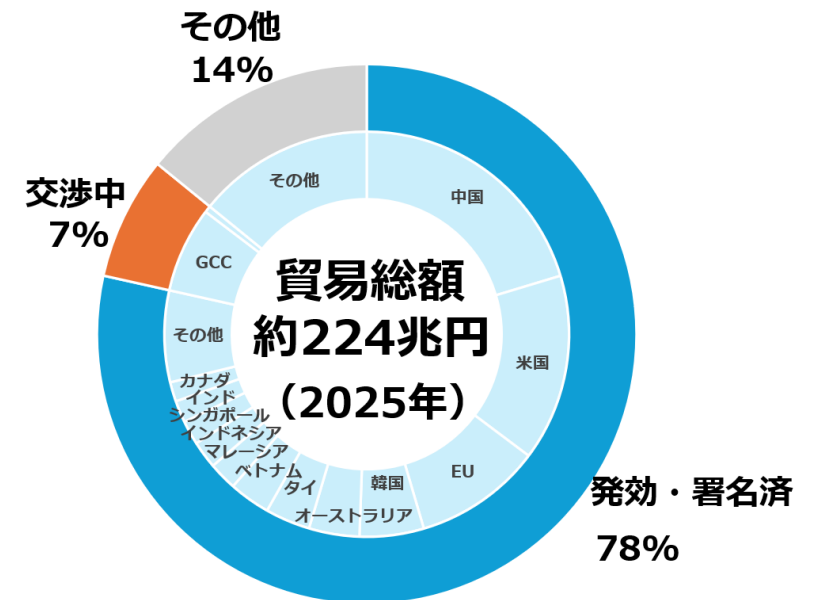
日本の経済連携の推進状況

- WTOにおける貿易自由化交渉が停滞する中、日本は2000年代以降、バイ・マルチのEPA交渉に注力。
- 現在、日本は51か国との間で22の経済連携協定を署名・発効済。
- 2025年の日本のFTA等カバー率は約8割。 ※FTA等カバー率 = 全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、質の高い通商ルールを構築。また、2026年2月に署名したバングラデシュや、2026年3月に交渉妥結したUAE、交渉中のトルコ、GCC等をはじめとする新興国とのEPA交渉も通じ、自由貿易圏の更なる拡大を目指す。

<日本の経済連携の推進状況>



<日本のFTA等カバー率 (2025年)>



財務省貿易統計 (2025年1月~12月) より経済産業省作成。
小数第1位を四捨五入のため、合計は必ずしも100%とならない。

概要

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定から米国が離脱した後、日本がリーダーシップを発揮してTPP協定の一部を凍結した上で同協定の内容を実現する新たな協定(CPTPP)について交渉を進め、米国以外の11か国で署名。2018年12月に発効。
- 幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていく意義を有する。
- 協定の最高意思決定機関であるTPP委員会(閣僚級)を原則年一回開催。2026年議長国はベトナム。
- 加入プロセスに関する意思決定は、オークランド三原則(①加入要請エコノミーがCPTPPの高い水準を満たす用意があること、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示していること、③締約国のコンセンサス)に基づいて行われる。
- 2024年12月に英国が加入。現在はコスタリカ及びウルグアイの新規加入手続中。
オークランド原則に沿うエコノミーとして、UAE、フィリピン及びインドネシアを特定、適切であれば2026年に加入交渉を開始予定。
- 一般見直しに係る勧告を承認し、貿易円滑化、サプライチェーン強靱化、電商取引等、協定の更新・強化に向けた交渉開始を決定。
- 2025年11月にEU及びASEANと第1回貿易投資対話(閣僚級)を実施し、対話の継続を確認。2026年3月にEUと閣僚級会合を開催。

これまでの経緯

協定発効前	2010年3月 TPP協定交渉開始(当初は8か国) 2013年7月 日本が交渉参加 2016年2月 署名 2017年1月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 米国、TPP離脱の大統領覚書を出		2017年3月 TPP閣僚会合: 11か国で議論開始 11月 TPP閣僚会合: CPTPP大筋合意 2018年3月 署名式 7月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 12月 CPTPP発効(署名11か国のうち6か国) ※ 2023年7月 ブルネイを最後に署名11か国全てについて発効			
協定発効後	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
議長国 ※1	日本	シンガポール	NZ	カナダ	豪州	ベトナム
TPP委員会の開催状況	6月 第4回会合 9月 第5回会合	10月 第6回会合	7月 第7回会合	11月 第8回会合	11月 第9回会合	
新規加入に関する動き	2月 英国加入要請 6月 英国の加入作業部会設置(議長:日本) 9月 中国加入要請、台湾加入要請 12月 エクアドル加入要請	8月 コスタリカ加入要請 12月 ウルグアイ加入要請	5月 ウクライナ加入要請	9月 インドネシア加入要請 11月 コスタリカの加入作業部会設置(議長:ペルー) 12月 英国の加入議定書が発効※2	8月 フィリピン加入要請 UAE加入要請 11月 英国の加入作業部会設置 11月 カンボジア加入要請	

締約国

メキシコ
日本
シンガポール
ニュージーランド
カナダ
豪州
ベトナム
ペルー
マレーシア
チリ
ブルネイ
英国

※1 第1回TPP委員会において、2019年は特別措置として日本がTPP委員会議長を務め、2020年以降は国内手続完了の通報順に輪番とすることが決定。

※2 英国に加えて9か国(日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、豪州)については2024年12月に発効。

【参考】CPTPP加盟国の基礎情報（人口/名目GDP/貿易総額）

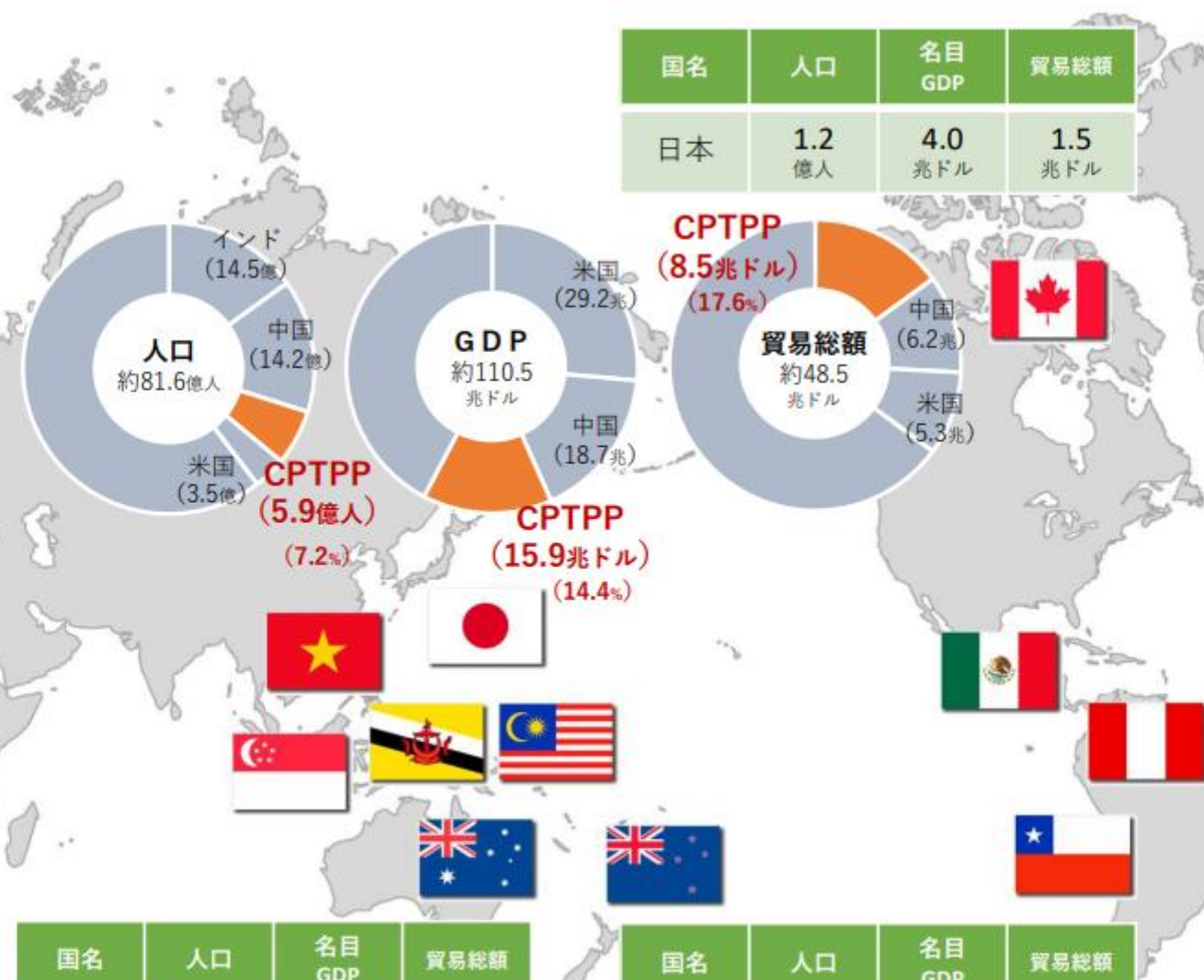
国名	人口	名目GDP	貿易総額
英国	6,900万人	3.6兆ドル	1.2兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ベトナム	1.0億人	4,600億ドル	7,600億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
シンガポール	570万人	5,500億ドル	9,600億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ブルネイ	46万人	150億ドル	180億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
マレーシア	3,500万人	4,200億ドル	6,300億ドル



国名	人口	名目GDP	貿易総額
豪州	2,700万人	1.8兆ドル	6,400億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
日本	1.2億人	4.0兆ドル	1.5兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
中国	14.2億人	18.7兆ドル	6.2兆ドル
米国	3.5億人	29.2兆ドル	5.3兆ドル
インド	14.5億人	3.5兆ドル	6.2兆ドル
CPTPP	5.9億人 (7.2%)	15.9兆ドル (14.4%)	8.5兆ドル (17.6%)

国名	人口	名目GDP	貿易総額
NZ	520万人	2,600億ドル	900億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
カナダ	4,000万人	2.2兆ドル	1.2兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
メキシコ	1.3億人	1.9兆ドル	1.3兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ペルー	3,400万人	2,900億ドル	1,500億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
チリ	2,000万人	3,300億ドル	1,800億ドル

注：数値は2024年値

【出典】
 人口：United Nations World Population Prospects
 名目GDP・GDP（1人当たり）：IMF World Economic Outlook

【参考】 協定発効後の展開

協定の高い水準を維持しつつ、拡大し続けていく

一般的な見直し (協定の更新・強化)

これまで取り組んできた第1回の一般的な見直しが2025年11月に完了したことから、この見直しを踏まえ、協定改正に向けた交渉や、協定の実施・運用の強化に向けた取組を進める。

新規加入 (メンバーの拡大)

CPTPPの拡大は、協定がダイナミックかつ生きたものであり続けることを確保するもの。
協定の利益が加入手続を通して継続的に拡大することができるように、オークランド原則を満たすことができるエコノミーからの関心を歓迎し、引き続きその加入に対して開かれていることを確認する。

貿易・投資に関する パートナーとの対話

CPTPPが国際貿易体制にもたらす好影響を更に強化するため、選定されたパートナー（EU及びASEAN）と共に、貿易及び投資の課題について議論。
ルールに基づく自由で公正な開かれた貿易体制の堅持、持続可能な成長への支援及び予測可能な貿易環境の醸成を進める。

【参考】一般的な見直し（協定の更新・強化）について

一般的な見直しの具体的な作業に向けた付託事項（TOR）を承認（2023年11月）

一般的な見直しの作業進捗に関する中間報告書（2024年11月）

2025年のTPP委員会までにより詳細かつ集中的な議論を迅速に行う分野を特定

一般的な見直し報告書：最終勧告（2025年11月）

【協定改正に向けた交渉が行われる分野】

税関当局及び貿易円滑化

電子商取引

貿易と女性の経済的エンパワーメント

サービス貿易（越境サービス・金融サービス）

競争力及びビジネスの円滑化（サプライチェーンの強靱化等）

【協定の実施・運用の強化に向けた取組が進められる分野】

投資

イノベーション

経済的威圧

国有企業

ジェンダー主流化

市場歪曲的慣行

実施作業計画を策定するとともに、2026年末までに勧告の実施状況について報告

【参考】新規加入について

【CPTPP加入手続の流れ】



要請国・地域	要請時期
英国	2021年2月
中国	2021年9月
台湾	2021年9月
エクアドル	2021年12月
コスタリカ	2022年8月
ウルグアイ	2022年12月
ウクライナ	2023年5月
インドネシア	2024年9月
※ フィリピン	2025年8月
UAE	2025年8月
カンボジア	2025年11月

ウルグアイ コスタリカ 英国

● CPTPPの義務（ルール）遵守の確認
● 市場アクセス（MA）交渉を実施

現在10か国で発効済

新規加入要請への対応に係る原則（オークランド3原則）

- ① 協定の高い水準（ハイスタンド）を満たす用意があること
- ② 貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること
- ③ CPTPP締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされること

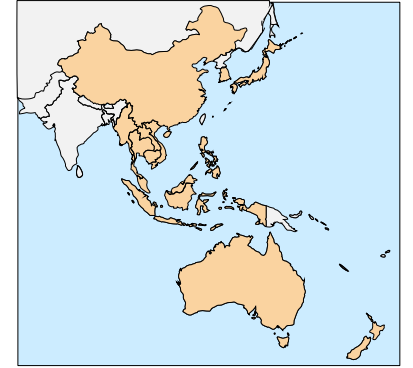
※ オークランド3原則に沿っており、適切であれば2026年に加入手続を開始

RCEP協定の概要

1. 経緯

- 2012年11月 RCEP交渉立上げを宣言（ASEAN、日・豪・中・印・韓・NZの16か国）
- 2020年11月 第4回RCEP首脳会議にて署名（印を除く15か国）
- 2022年1月1日 日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、NZ、シンガポール、タイ、ベトナムについて発効（その後、韓国、マレーシア、インドネシア、フィリピンも順次発効）

※ 2022年1月に香港、2023年7月にスリランカ、2024年6月にチリ、2025年1月にバングラデシュ、2026年2月にウルグアイが加入申請済



（協定参加国）
ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びNZ

2. 特徴・意義

- 世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割（※）、我が国の貿易総額のうち約5割を占める経済連携協定。
（※） ■人口 22.7億人（2019年） ■GDP 25.8兆米ドル（2019年） ■貿易総額（輸出） 5.5兆米ドル（2019年）
- 日本企業が輸出に当たって、最も多く活用するEPA。初のEPA相手国となる中・韓向けが多いが、既存のEPAからRCEP活用に切り替える事例も（使いやすい貿易手続ルールもメリット）。
- WTO協定のレベルを超える、一定水準のルールを規定（例：知的財産権の保護、電子商取引）。
⇔CPTPPに比べると、ルール面の水準は不十分（例：国有企業ルール等は規定なし）

RCEP協定を通じた自由で公正な貿易・投資ルールへの推進

- RCEPは、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域経済連携協定。署名により、我が国のFTAカバー率は約8割に。
- 市場アクセス改善や、貿易手続の円滑化（原産地規則の統一化等）による、地域大の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの活性化・効率化。
- 発展段階や制度の異なる多様な国々の間で、投資、知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

RCEP

市場アクセスの改善

- 初の経済連携協定となる中国、韓国の対日無税品目の割合が大幅に上昇。
（中国：8%→86%、韓国：19%→92%）
- 日本は、農産品重要5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖類）を関税撤廃・削減から除外。

対日関税撤廃率	全体	ASEAN・豪・NZ	中国	韓国
品目数ベース	90%	86%~100%	86%	83%

日本の関税撤廃率	全体	対ASEAN・豪・NZ	対中	対韓
品目数ベース	88%	88%	86%	81%

幅広い分野のルール整備

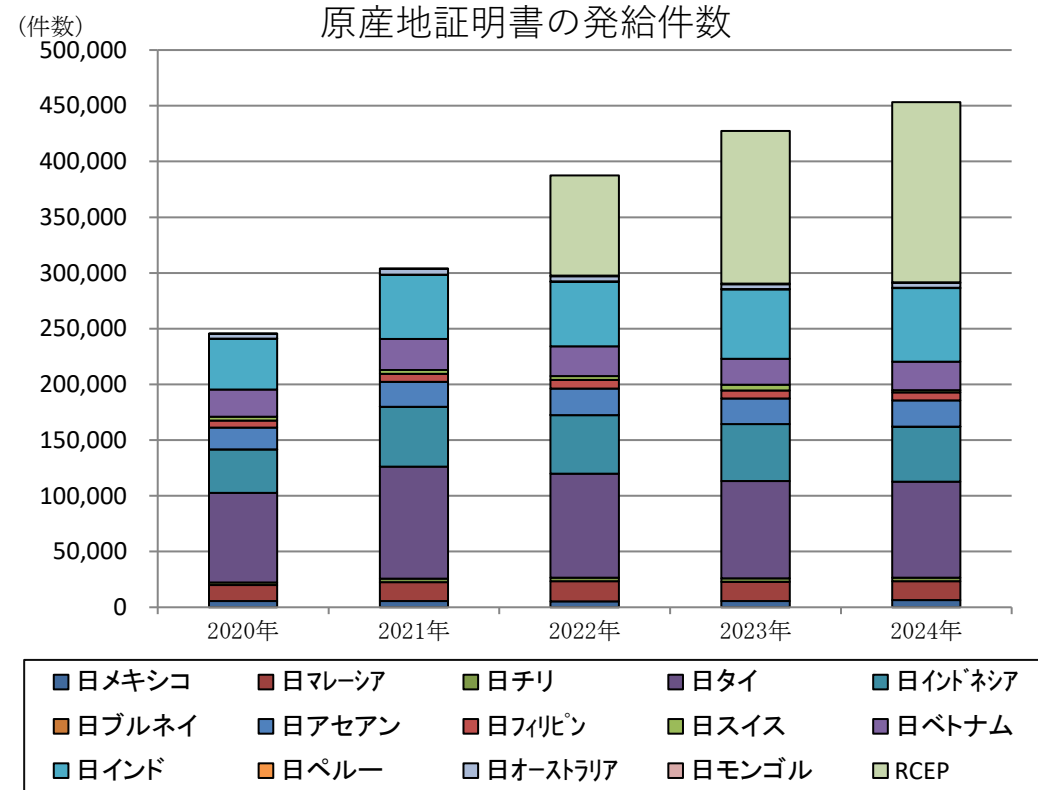
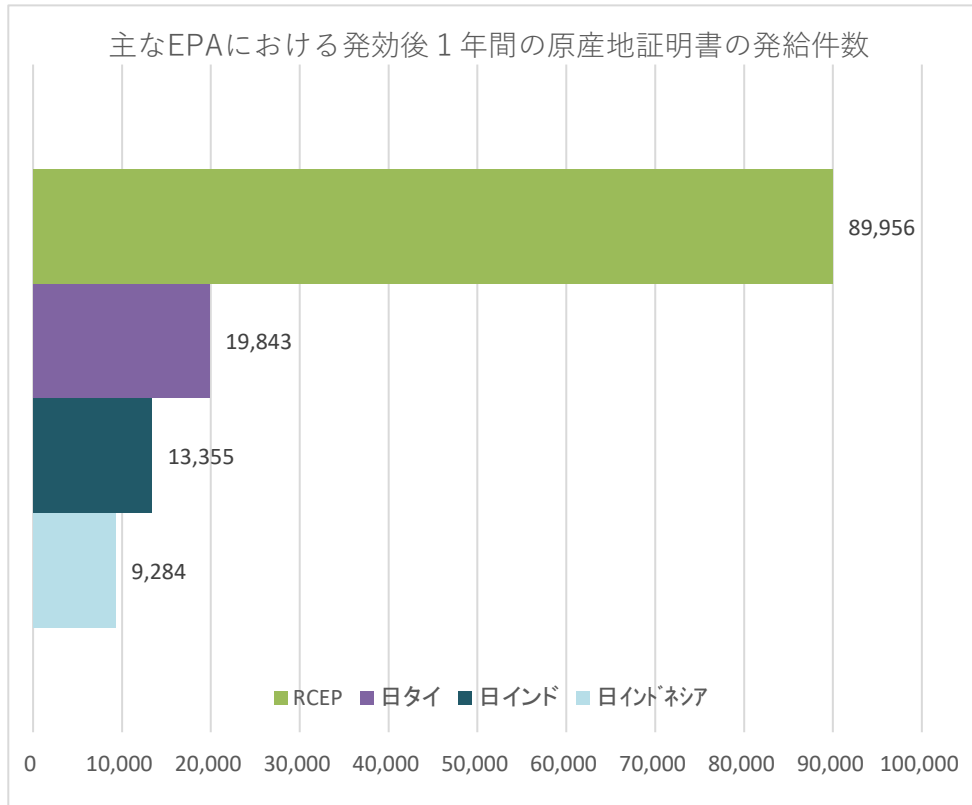
- **電子商取引**：TPP 3原則のうち、データフリーフロー、データローカライゼーション要求禁止を規律（※公共政策目的等の例外あり）
- **投資ルール**：技術移転要求やロイヤリティ規制を禁止（不適合措置は各国留保表に記載。）
- **知的財産**：周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願拒絶・取消権限の付与。

発効要件

日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、NZ、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国について、**2022年1月1日に発効**。韓国は、**同2月1日に発効**、マレーシアは、**同3月18日に発効**。インドネシアは、**2023年1月2日に発効**、フィリピンは、**同6月2日に発効**。

RCEP協定の活用状況

- RCEP協定は発効後着実に利用されており、**発効後1年間で約90,000件**の原産地証明書を発給。
- 発効後1年間におけるEPAの原産地証明書発給件数を比較すると、RCEPは**過去最多**。
- 最近では**毎月11,000～15,000件**で推移。



【参考】RCEP協定の新規加入について

1. 概要

- 昨年のRCEP首脳・閣僚会合での議論を経て、本年より、RCEP加盟国の拡大に向けた議論が本格化。
- RCEP閣僚会合においては、合同委員会（各国高級事務レベル）が策定した「加入作業部会の作業指針（TOR）」に基づき、RCEPの高い水準が維持されることを確保しつつ加入プロセスを進めることで一致。

2. 加盟交渉の現状

- バングラデシュ、チリ、香港、スリランカ、ウルグアイが、加盟を申請。
- RCEP加入申請プロセスにおいて、加盟申請エコノミーは、質問票への回答等のプロセスを通じて、以下2点を示す必要がある。
 - (1) RCEP協定の全ての既存ルールを遵守する準備と手段があること。
 - (2) 既存RCEP加盟国の野心と整合的な商業的に意味のある市場アクセスを提供する準備があること。



【参考】RCEP協定の一般的な見直し

1. 概要

- RCEP協定第20.8条は、協定発効後5年ごとの見直しを規定。（協定上は、最速で2027年当初からの一般見直しが始が可能ではあるが、実際のスケジュールは今後の議論）
- 見直しの範囲・進め方等については、本年から、有識者等を交えた会議（トラック1.5）等を活用し、議論が進められる予定。

2. 見直しの考え方：高まるルール分野の重要性

2025年11月 RCEP首脳会合（共同首脳声明抜粋）

- 気候変動、デジタル・トランスフォーメーション、サプライチェーンの脆弱性といった長期的かつ新たな課題に対処する。
- 公平な競争条件を確保し、国内及び地域の強力で強靱な成長を促進するため、2027年に予定されているRCEP協定の一般的な見直しに向けた準備を開始するとともに（中略）、現代的課題及び新たな課題に関する規定を組み込む可能性の検討等を通じたRCEPの恩恵の拡大によるものを含む。



RCEP一般見直しにおいて、**ASEAN／東アジア地域が抱える課題に対応する規律・ルールを実現することへの期待・重要性が高まっている。**

意義

◆ 潜在力溢れる成長市場

- ✓ 中印ASEANに囲まれた**要衝**であり、**魅力的な成長市場**である一方で、**日本企業のプレゼンスは他国に劣後**（バングラデシュにとって日本は輸出先11位、輸入先9位、対内直接投資13位）。他方、**日本はバングラデシュ最大の二国間援助供与国**で、**日本（政府）のプレゼンスは極めて高く**、これをレバレッジとして円滑なビジネス環境のための法的基盤を整備することが急務。

◆ 伝統的親日国、バングラデシュにとって初のEPA

- ✓ バングラデシュは**伝統的な親日国**。2023年4月、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げ。
バングラデシュにとって本協定は初の経済連携協定（EPA）。
- ✓ 日本にとって**後発開発途上国（LDC）との最初の二国間EPA**であり、今後の**グローバルサウスとの通商交渉の拡大、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の実現、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」**の観点からも有益。

交渉の経緯

2022年12月
共同研究の立ち上げで一致

2023年4月～9月
3度の共同研究会合を実施

2023年12月
共同研究報告書の公表（EPA締結交渉の開始を提言）

2024年3月
交渉開始を決定

2024年5月～2025年9月
7回の交渉会合
（その後、実務協議を継続）

2025年12月
大筋合意を発表

2026年2月
署名

主な成果

◆ ルールの整備

- ✓ 投資、電子商取引、政府調達、知的財産、国有企業、補助金、競争、労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、政府調達の市場アクセスを相互に約束、電子商取引ではソースコード移転及びアクセス要求の禁止を規律、透明性、税関手続・貿易円滑化等では汚職・腐敗防止に関して規律、労働、透明性、国有企業等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

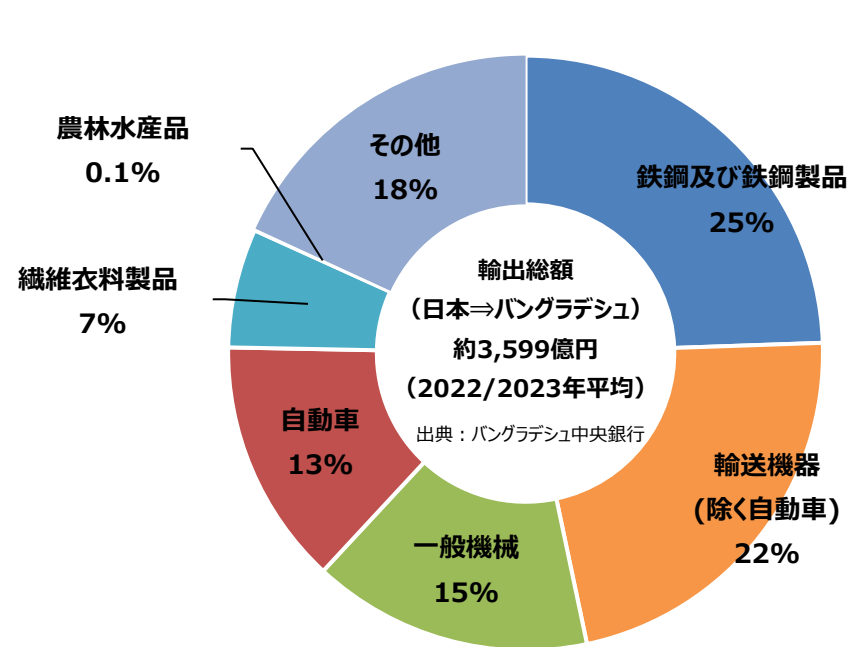
◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

- ✓ **鉱工業品**では、高関税品の関税撤廃が進展。鉄鋼（最大56.6%関税）は約9割の品目で18年以内に撤廃。自動車部品は多くの品目（タイヤ、エンジンなど）で15年以内に撤廃。乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特恵待遇を確保。
- ✓ **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税削減・撤廃から除外しつつ、和牛肉、ぶり、たい、ほたて、りんご、ぶどう、緑茶、醤油等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、即時～18年以内の多くの関税撤廃を獲得。
- ✓ **サービス貿易**について、バングラデシュは、コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス、運送サービス等を含め、WTOの分類に基づく約150のサービス分野のうち約100の分野で自由化を約束（これまでは16分野のみ約束）。

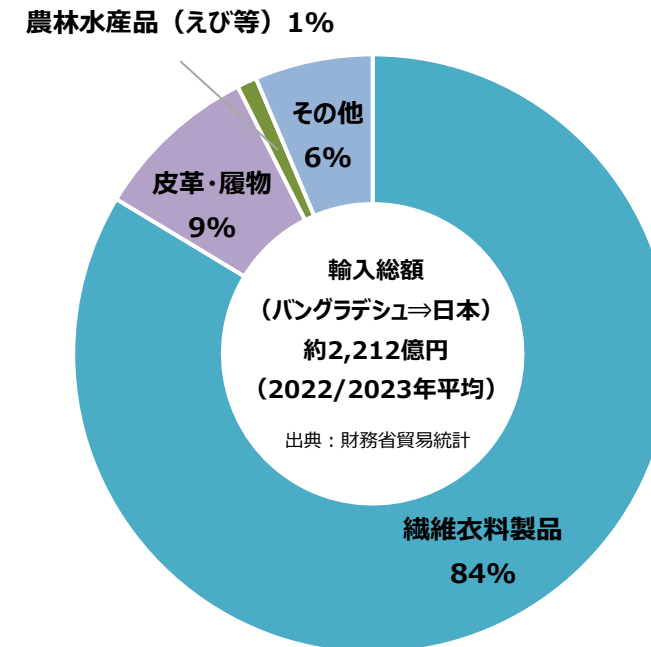
日・Bangladesh経済連携協定（概要）：物品市場アクセス

令和8年（2026年）3月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

日・Bangladesh間の貿易構造



Bangladeshは日本からの輸入額の約83%を無税に



日本はBangladeshからの輸入額の約91%を無税に

Bangladesh市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 高関税が課されている鉄鋼、自動車部品、織物、電子部品などを含む多くの品目で、即時～18年以内の関税撤廃
- 乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特惠待遇

【農林水産品】

- 和牛肉、水産物（ぶり、たい、ほたて）、青果（りんご、ぶどう等）、緑茶、醤油等について即時～18年以内の関税撤廃

日本市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 多くの品目で即時又は段階的撤廃
- 繊維製品への関税は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））

【農林水産品】

- えび、かに、紅茶、香辛料等は即時撤廃（現行無税（LDC特惠税率））
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目は関税削減・撤廃から除外

意義

◆ 天然資源と地域随一の物流・交通拠点、経済連携を精力的に推進

- ✓ UAEは安定的な統治と**豊富な天然資源**を活かし、**地域随一の経済・物流・交通の拠点**として発展。
- ✓ 2021年頃から二国間の包括的経済連携協定（CEPA）を推進し、現在までに30以上の国・地域（インド、韓国、豪州、インドネシア等）とCEPAを署名済み。

◆ 経済面での日・UAE関係強化の重要性

- ✓ **UAEはエネルギー安全保障上の最重要パートナー**（日本の原油輸入の約4割で世界最大）
- ✓ **中東・アフリカ地域最大の在留邦人数・日系企業数**を擁し、UAEに進出している日本企業を始めとする経済界からも、二国間EPA締結への期待が大きい。
- ✓ UAEは先端技術（宇宙、AI等）分野への投資を加速するなど経済多角化を推進。両国は2018年に立ち上げた「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の下、**伝統的なエネルギー分野を超えて協力を多角化**。二国間関係強化の重要性が高まっている。

交渉の経緯

2024年9月
交渉開始を決定

2024年11月～
2026年1月
7回の交渉会合

2026年3月
交渉妥結

主な成果

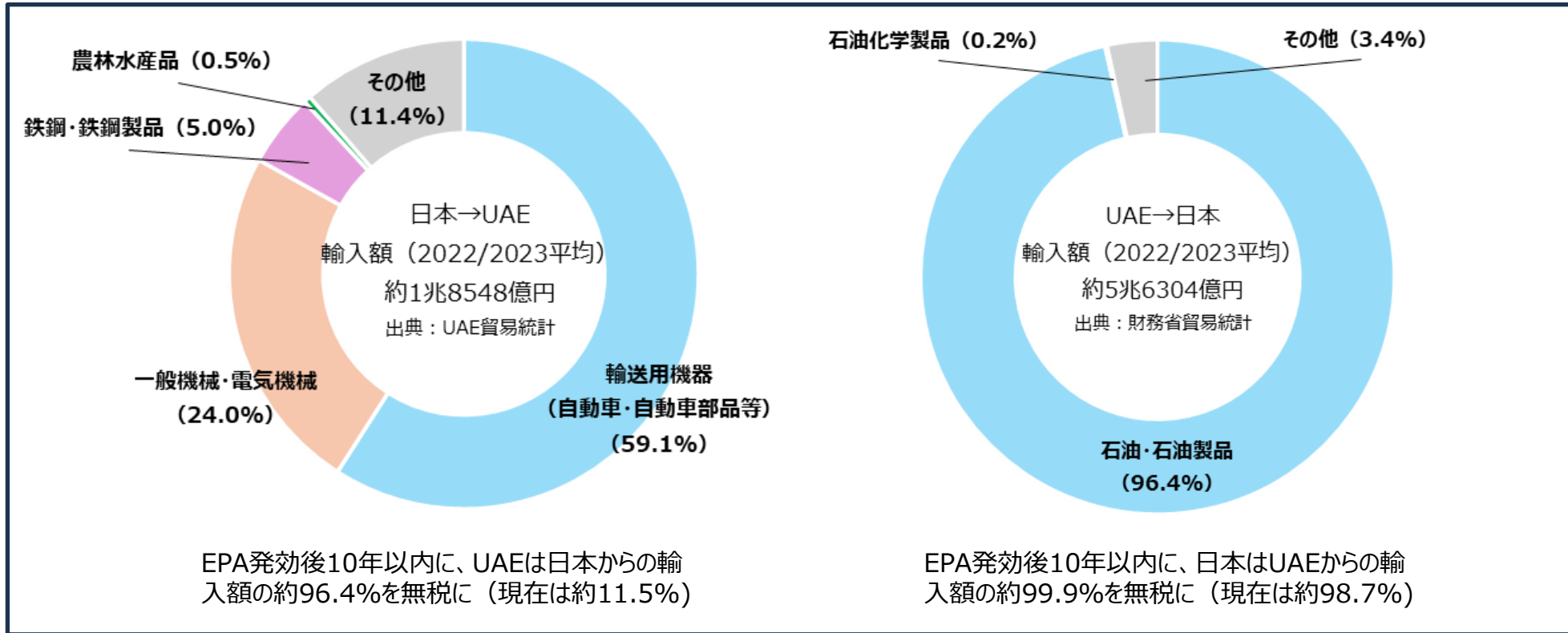
◆ ルールの整備

- ✓ デジタル貿易、政府調達、税関手続・貿易円滑化、競争、補助金、知的財産、サービス、投資円滑化、環境・労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、デジタル貿易につきサーバーの現地設置要求やソースコードの移転及びアクセス要求の禁止を規定、政府調達の市場アクセスを相互に約束、UAEにとりEPAで初めて補助金規律を導入し補助金の適切な使用や透明性確保等について規定、知的財産権の保護に関して締約国内（フリーゾーンを含む）での取締りの確保を規定。中小企業、協力、透明性等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

- ✓ **物品貿易**について、**輸入額に占める無税割合**を協定発効後10年以内に、日本は約**98.7%**から約**99.9%**、UAEは約**11.5%**から約**96.4%**に改善（2022年～2023年の貿易実績の平均に基づく）。
 - **鉱工業品**では、日本の輸出関心品目、特に主な**完成車（乗用車、バス、トラック）**の7年以内関税撤廃、**自動車部品**の10年以内関税撤廃、主な**鉄鋼・鉄鋼製品**の10年以内関税撤廃・削減などを獲得。
 - **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税撤廃から除外としつつ、**牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯**等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、関税撤廃を獲得。また、**清酒及び焼酎**について関税削減を獲得。
- ✓ **サービス貿易**について、UAEは、流通、電気通信、健康関連サービスを含め、WTOよりも高いレベルで市場アクセスを約束。

日・UAE間の貿易構造



EPA発効後のUAE市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 乗用車、バス、トラックの一部を7年以内関税撤廃
- 鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品等の10年以内の関税撤廃

【農林水産品】

- 牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯等について関税撤廃

【その他】

- 清酒及び焼酎の関税削減

EPA発効後の日本市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 石油製品や石油化学製品の関税撤廃

【農林水産品】

- えび、香辛料（サフラン等）、パーム油を関税撤廃
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要5品目は関税撤廃から除外

日・GCC EPA

産業界の要望

経団連提言（2022年12月）

「中東湾岸諸国との戦略的関係強化を求める」
－日GCC FTA交渉再開が急務－

Ⅱ. FTA締結等を通じたGCC諸国のビジネス環境改善

GCC諸国のわが国にとっての重要性に鑑み、日GCC FTA交渉を速やかに再開し、下記の諸点を盛り込んだ協定を早期に締結することを強く求めるものである。

1. 物品貿易の自由化・円滑化
2. 投資・サービス分野の自由化
3. 人の移動の円滑化
4. 電子商取引の自由化・円滑化
5. 法的基盤の整備
6. 環境・エネルギー分野における連携強化

スケジュール

2006年 交渉開始。以後、2009年までに6回の交渉を実施。

2009年 GCC側が交渉を中断。以後日本より早期交渉再開の働きかけ。

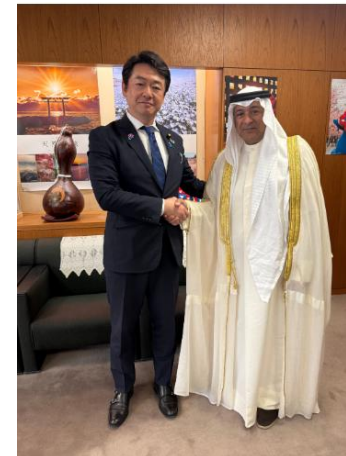
2017年 サウジ国王の来日時、安倍総理（当時）より交渉再開を要請。

2023年 7月、岸田総理の中東訪問時、GCC事務総長との間で、2024年に交渉再開することで一致。

2024年 12月10日～12日
(再開後)第1回交渉@リヤド

2025年 6月30日～7月3日
第2回交渉@東京

2026年 5月18日～21日
第3回交渉@オンライン



日・トルコ EPA

経緯・スケジュール

- ◆ 2014年1月、日トルコ首脳会談にて正式交渉開始を合意。
- ◆ 2019年10月までに17回の交渉会合をアンカラと東京にて交互に開催。
- ◆ 日トルコEPAでは、物品の市場アクセス交渉のほか、ハイレベルなルールの導入を目指し、ルール分野について交渉中。
- ◆ 2023年9月、トルコ・ボラット貿易大臣と西村大臣との間で、日トルコ国交樹立100周年に向けて、両国間の貿易・投資を双方向で拡大させるため、EPA交渉の加速化に合意。
- ◆ 同年9月、日トルコ首脳会談において、エルドアン大統領と岸田総理の間で、EPA交渉早期妥結に向けて協議を続けることで一致。
- ◆ 2024年7月、齋藤前経産大臣とボラット貿易大臣がEPAの早期妥結に向けた交渉の加速化について意見交換。
- ◆ 2025年3月、大串前経産副大臣がエルトゥール駐日大使と日トルコEPAの交渉加速化について意見交換。
- ◆ 2025年10月、G20にて、古賀前経産副大臣がトゥズジュ貿易副大臣と日トルコEPAの交渉加速化に向けて意見交換。
- ◆ 以降、両国間で様々なやりとりを継続中。



(参考) 日比EPA・日ASEAN包括的経済連携協定 (AJCEP) について

- 2026年5月28日 日・フィリピン首脳会談及び夕食会

両首脳は、アジア地域全体での経済・サプライチェーン強靱化を含め、日・フィリピン、日・ASEAN間の経済協力を更に深めるべく、今後日・フィリピン経済連携協定 (EPA) や日・ASEAN包括的経済連携 (AJCEP) 協定のアップグレードに向け、両国で検討を進めていくことを確認しました。また、高市総理大臣から、フィリピンのCPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) への加入要請を歓迎する旨述べるとともに、加入プロセスの早期開始に対する支持を表明しました。さらに、両首脳は、今般署名が行われた日・フィリピン新租税条約を通じて、投資・経済交流が一層促進されることへの期待を表明しました。



(写真提供：内閣広報室)



(写真提供：内閣広報室)

投資関連協定の現状及び直近の成果

1. 投資関連協定の意義と現状

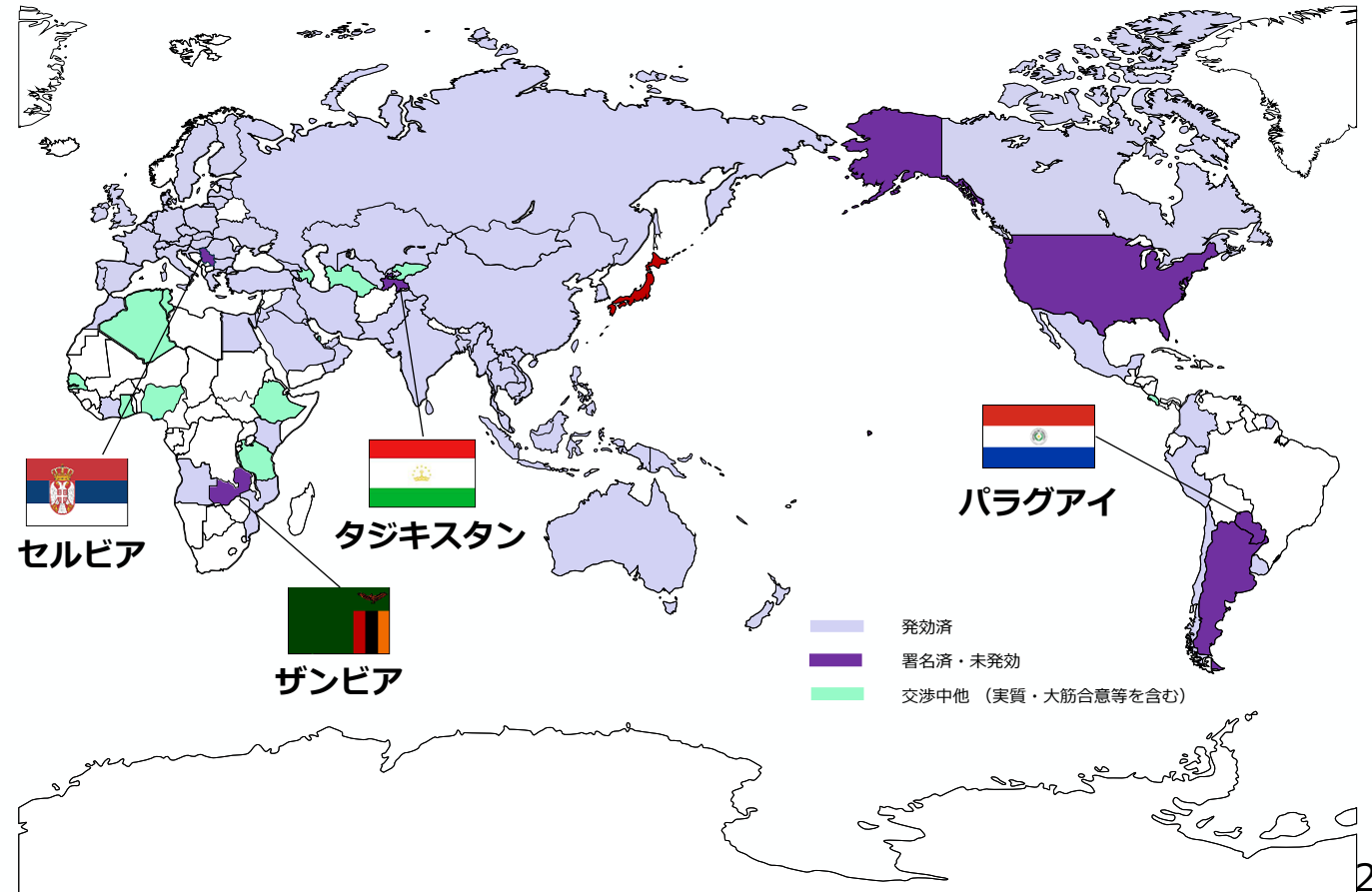
- ◆ 投資関連協定とは、企業が円滑に海外で事業展開できるよう、①既存の現地事業の保護に加えて、協定によっては、②現地法人の設立・運営などの投資行為の自由化について、国家間で合意した国際協定（投資協定及び投資章を含むEPA／FTA）。
- ◆ 2026年3月末現在、**85の国・地域**との間で、54本の投資関連協定が発効済、7本が署名済（未発効）。交渉中を含めると**97の国・地域**をカバー。

2. 直近の成果

- 2025年には、4本の投資協定に署名。（注1）
 - ・ 日ザンビア投資協定（2025年2月署名）
 - ・ 日パラグアイ投資協定（2025年12月署名）
 - ・ 日タジキスタン投資協定（2025年12月署名）
 - ・ 日セルビア投資協定（2025年12月署名）
- いずれも、投資参入後の投資財産を保護するための主要規律（内国民待遇、最恵国待遇、公正かつ衡平な待遇、不当な収用の禁止、投資家対国の紛争解決手続（ISDS）等）を規定。（注2）

（注1）2026年3月、4本の協定について、国会承認を求めることを閣議決定。

（注2）日タジキスタン投資協定は、投資参入後の保護規律に加え、投資参入段階における内外無差別等の自由化も規定。



【参考】日本の投資関連協定の締結状況（2026年5月）

■発効済 () : 発効年 ※ブレ規律と保護規律

投資協定

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 エジプト(1978) | 20 モザンビーク(2014)※ |
| 2 スリランカ(1982) | 21 コロンビア(2015)※ |
| 3 中国(1989) | 22 カザフスタン(2015) |
| 4 トルコ(1993) | 23 ウクライナ(2015) |
| 5 香港(1997) | 24 サウジアラビア(2017) |
| 6 パキスタン(2002) | 25 ウルグアイ(2017)※ |
| 7 バングラデシュ(1999) | 26 イラン(2017) |
| 8 ロシア(2000) | 27 オマーン(2017) |
| 9 韓国(2003)※ | 28 ケニア(2017) |
| 10 ベトナム(2004)※ | 29 イスラエル (2017)※ |
| 11 カンボジア(2008)※ | 30 アルメニア (2019)※ |
| 12 ラオス(2008)※ | 31 ヨルダン (2020) |
| 13ウズベキスタン(2009)※ | 32 アラブ首長国連邦(2020) |
| 14 ペルー(2009)※ | 33 コートジボワール (2021)※ |
| 15 パプアニューギニア(2014) | 34 ジョージア (2021) ※ |
| 16 クウェート(2014)※ | 35 モロッコ (2022) |
| 17 イラク(2014) | 36 バーレーン(2023) |
| 18 日中韓(2014) | 37 アンゴラ(2024)※ |
| 19 ミャンマー(2014)※ | |

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成。

投資章を含むEPA

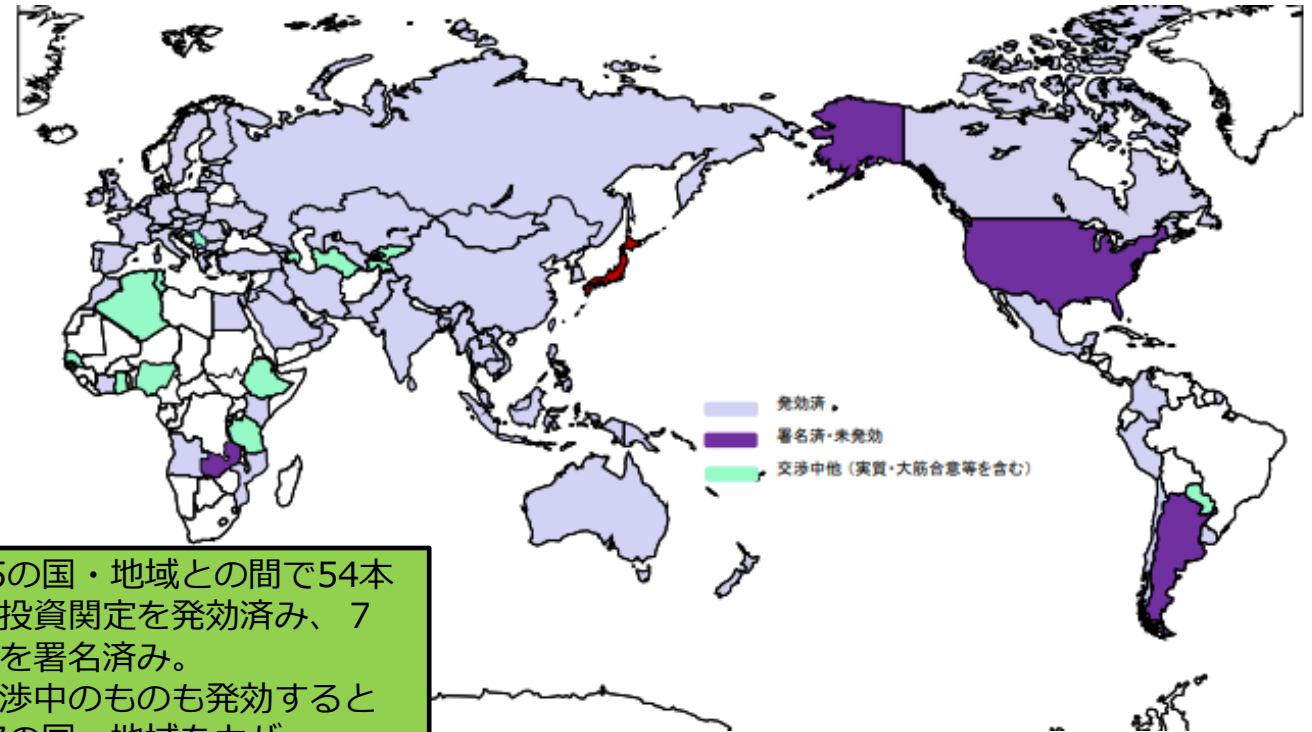
- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1 シンガポール(2002)※ | 10 インド(2011)※ |
| 2 メキシコ(2005)※ | 11 豪州(2015)※ |
| 3 マレーシア(2006)※ | 12 モンゴル(2016)※ |
| 4 チリ(2007)※ | 13 CPTPP(2018)※ |
| 5 タイ(2007)※ | 14 EU (2019) (保護規律なし) |
| 6 ブルネイ(2008)※ | 15 日ASEAN包括的経済連携 (2020) ※ |
| 7 インドネシア(2008)※ | 16 英国(2021) (保護規律なし) |
| 8 フィリピン(2008)※ | 17 RCEP*(2022)※ |
| 9 スイス(2009)※ | |

*RCEP : 東アジア地域包括的経済連携協定

■署名済

- ・TPP協定 (2016年2月署名, 承認済) (EPA)※
- ・アルゼンチン (2018年12月署名, 承認済) ※
- ・ザンビア (2025年2月署名, 承認済)
- ・バングラデシュ (2026年2月署名, 未承認) (EPA)
- ・パラグアイ (2025年12月署名, 承認済)
- ・セルビア (2025年12月署名, 承認済)
- ・タジキスタン (2025年12月署名, 承認済)

日本の投資関連協定の状況（2026年3月現在）



85の国・地域との間で54本の投資協定を発効済み、7本を署名済み。交渉中のものも発効すると97の国・地域をカバー

■交渉中（未署名）

- | | | |
|---|--|--|
| 投資協定
1. アルジェリア
2. カタール
3. ガーナ
4. タンザニア
5. トルクメニスタン
6. セネガル
7. キルギス
8. ナイジェリア | 9. エチオピア
10. EU *
11. アゼルバイジャン
12. ウクライナ(改正)
13. チュニジア | 投資規律を含むEPA/FTA
1. GCC
2. 日中韓
3. トルコ
4. UAE
5. CPTPP加入交渉（コスタリカ・ウルグアイ） |
|---|--|--|
- *投資保護規律・投資紛争解決について交渉

02. EPA/FTA活用推進に向けた取組について

- 中堅・中小企業等によるEPA活用を加速するには、**3つの「壁」**を乗り越えることが有効。
- 経済産業省は、10業界の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一堂に会して、より多くの我が国企業が3つの壁を乗り越えるための方策を検討するために、**「EPA活用推進会議」**を設置。

企業の声

① 制度理解が難しい「知識の壁」

- ・協定の詳細情報の入手方法がわからない
- ・協定文書や公開されている情報が難解
- ・準備が必要な書類のサンプルやフォーマットが不明、又は多種多様

② 手続きが煩雑「プロセスの壁」

- ・書類作成の人件費がかかる
- ・原産地証明書の作成に必要な取引情報の確認に工数がかかる
- ・原産地証明書の作成が困難
- ・社内体制が構築されていない
- ・原産性証明資料管理が煩雑

③ サプライヤーとの協力を得るのが困難「協力企業の壁」

- ・サプライヤーの理解をえられるのが大変
- ・証明書提出にあたり、サプライヤーの機密情報が漏れる懸念がある
- ・輸出者に協力するための負荷が大きい

④ その他

- ・扱う輸出製品に元々関税がかかっていない/他の減免制度を利用している
- ・税関職員の報奨金分配制度に起因すると思われるトラブルが頻発（泰）
- ・輸出額が少量
- ・自己証明制度と第三者証明書の並行導入を希望（EU）
- ・法制度の未整備・突然の変更が多い（尼）

対応施策

A. 広報・周知・実務サポート

- セミナーの開催
- 事例集/動画コンテンツ/解説書の作成/ Eラーニング
- EPA相談窓口

B. デジタル・ツール導入等によるプロセスの効率化

- B-1. 原産地証明書の発給・受給の電子化
- B-2. 原産地証明ナビ（英語での書類作成のためのエクセル・ツール）
- B-3. デジタルプラットフォームの整備
業界ごとの標準マニュアルと帳票フォーマットの作成

C. 関連制度の運用改善

- C-1. 「自動車産業適正取引ガイドライン」でのデジタルプラットフォーム活用推奨
- C-2. 委託生産者の該当要件の明確化

D. 輸出先国でのトラブル解決

- 輸出先国税関でのトラブル対応

EPA普及啓発に向けた取組① ジェトロ EPA活用事例集等の作成

- 「他社がどのようにEPAを利用しているか」が知りたい、という声が多かったため、積極的にEPAを利用している企業10社の声や体験談を掲載した活用事例集パンフレットを作成。
- 輸入者からの要請をきっかけとした受動的なEPA利用をする企業が多い中、EPAを経営戦略に組み込み積極的に利用する「攻めのEPA利用」を普及啓発するビラを作成。

【貿易事業者必読】

EPAで新たなビジネスチャンス

切り開く！～EPA制度概要と活用事例10社の紹介～

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

認定輸出者自己証明制度で費用を削減

●海外産別産地：小笠原諸島・アークツェーラなどの輸出
●輸出先国：米国、韓国、中国、EU、オーストラリア、ASEAN諸国
●適用している協定：RCEP協定、日EU EPA、CPTPP

ケースエス株式会社 (東京都大田区)

定製プロフィール、素材調製販売

Q. どのようにEPAの活用を開始しましたか。

Q. 認定輸出者や輸出申請手続きはどのように進めていますか。

Q. EPAの活用によりメリットを感じていますか。

その関税、EPAで削減できます！

日本が持つ広範なEPA網は企業のミカタ

- ✓ 経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) を利用することで、関税コストを削減することが可能です。
- ✓ 日本は中国、韓国、ASEAN、EU、インド、カナダ、メキシコなど、24カ国・地域とEPAを締結！

「関税5%は法人税40%に相当」

- ✓ 法人税は税引き前利益に掛けられる一方、関税は原価（輸入価格）に掛けられます。
- ✓ 利益率が売値の10%と仮定した場合、関税5%分は法人税40%分の負担に等しい計算になります（右図参照）。

売上	100	80	10
輸入原価		80	
関税率 5%		4	
関税			4
税引前利益		10	
法人税率 40%			4
法人税			4

既にEPAを使っている皆様

こんなお悩みをお持ちではありませんか？

- 削減した関税が何に使われているかわからない
- EPAを利用して、特に売上が上がった実感がない

輸出戦略にEPAを盛り込むことで、より大きな効果が狙えます

原産地証明書の取得をお願いします。

分かりました。ただ、EPAの関税削減で販売が伸びた分、受注を増やしてもらえますか？

輸入者から頼まれてEPAを使っているけど、これって実際ウチにメリットあるのだろうか？

- ✓ EPAでの関税削減分が、販売価格の引き下げや販売促進費用に充てられるよう、営業部門も含めて連携し、交渉することで、**自社製品の競争力向上**や、その先の**輸出先市場での販売増加**につなげられます。
- ✓ 新規契約の場面では、EPAの利用ができることが、**競合他社に対しての優位性**となり、契約締結の後押しになるケースもあります。

輸出者 輸入者

掲載先：https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/pdf/EPAjirei2025.pdf

EPA普及啓発に向けた取組② ジェトロ WEBセミナー開催

- EPA利活用が期待できる分野をターゲットに、関税削減メリットが大きい国・地域、対象品目や課題解決策等につき、具体的な事例とともに紹介。
- 現在、EPAを活用している企業向けに、より実務的な内容を取り上げたウェビナーも開催。

WEBセミナー



【ウェビナー】事例から考える
EPAの活用メリットとは —
化学・プラスチック製品を参考に—

日本

2024年9月20日～2024年12月27日
(2時間8分38秒)

講師：EPA相談デスク(東京共同会計事務所) 他

[ビデオを見る](#)



【ウェビナー】活用事例から考
えるEPAの活用メリットとは —
機械・精密加工品を参考に—

2024年7月19日 (1時間58分26秒)

講師：ジェトロ 調査部 主任調査研究員 中畑 貴雄 他

[ビデオを見る](#)

ジェトロWEBセミナー YouTube動画掲載先：
<https://www.jetro.go.jp/webseminartop/wto-fta/webseminar/>

EPA普及啓発に向けた取組③ ジェトロ EPA相談窓口

- EPAを活用したいとお考えの事業者の皆様のご個別具体的なご相談に、経験豊富なアドバイザーが対応。

ジェトロのサービス

・輸出支援 ・海外進出支援 ・支援サービス一覧 ・ジェトロ活用事例 ・全国のジェトロの窓口

EPA相談窓口



輸出入や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊富なアドバイザーがお応えします（無料）



経済連携協定(EPA)活用にご相談

- ・革靴をイタリアに輸出したいのですが、適用できるEPAはありますか？
- ・EPAを使って輸入する時の手続きを教えてください。
- ・EPA活用にご注意すべきことはありますか？

EPA申請手続きについて知りたい

- ・初めてEPAを利用します。提出が必要な書類や提出方法を教えてください。
- ・適用できる原産地規則はありますか？
- ・原産地証明書はどうやって作成・申請するのですか？

ジェトロの経験豊富なアドバイザーがお応えします

- ・経済連携協定(EPA)活用にご相談
- ・各国の制度情報の提供
- ・EPA申請手続きに必要な書類のチェック



ジェトロEPA相談窓口のリンク：
<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

プロセス簡易化の取組：原産地証明書の電子化

- 第三者証明制度のもと、日商が発給する原産地証明書（CO）は従来「紙」ベースだったが、コロナ禍に対応するためにも、日本政府はCOの電子化のための交渉を推進。
- 具体的には、①日本側が発給するCOの「PDF発給への切り替え」と、②COに含まれるデータを日商から直接相手国税関に電子的に送信する「データ交換方式」の2種類の取組を推進。

電子化のメリット

リードタイムの短縮 ※特に、生鮮品・急送便や近隣国向けの輸出に効果を発揮	汚損・紛失リスクの削減
郵送等にかかる事務コストの削減	真正性の担保（偽造の防止等）

※日インドネシア・日タイ協定のみデータ交換方式、その他の協定はPDF発給。
日ASEANにおいても、データ交換の導入に向け、協議を進めている。

CO電子化 導入済みの協定

※第三者証明制度を利用した日本からのCO発給

協定名	開始時期
RCEP	2022年1月
日インドネシア ※	2023年6月
日インド	2023年7月
日マレーシア 日ASEAN（対マレーシア向け）	2023年7月
日ベトナム 日ASEAN（対ベトナム向け）	2023年9月
日チリ	2024年2月
日オーストラリア	2024年6月
日モンゴル	2025年5月
日タイ※	2025年11月
日メキシコ	2025年11月
日ペルー	2026年8月予定